

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉審査資料	
資料番号	KK67-0074 改62
提出年月日	平成29年7月12日

## 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉

重大事故等対処設備について  
(補足説明資料)

平成29年7月

東京電力ホールディングス株式会社

## 目次

39 条 地震による損傷の防止

41 条 火災による損傷の防止

### 共通 重大事故等対処設備

44 条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

45 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

48 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

49 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

50 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

51 条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備

52 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

53 条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

54 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

55 条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

56 条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

57 条 電源設備

58 条 計装設備

59 条 原子炉制御室

60 条 監視測定設備

61 条 緊急時対策所

62 条 通信連絡を行うために必要な設備

下線部：今回ご提出箇所

## 共通 重大事故等対処設備

### 目次

- 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について
- 共-2 類型化区分及び適合内容
- 共-3 重大事故等対処設備の環境条件について
- 共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数，予備数及び保有数について
- 共-5 可搬型重大事故等対処設備の接続口の兼用状況について
- 共-6 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について
- 共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について
- 共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について
- 共-9 自主対策設備の悪影響防止について

下線部：本日まで提出箇所

共-9

自主対策設備の悪影響防止について

自主対策設備 悪影響の整理

※「○」：影響が懸念されるため、対応（設計・運用）を検討する項目  
 「－」：影響が無く、対応（設計・運用）を検討する必要が無い項目

条文番号 (技術的能力番号)	自主対策設備	記載箇所	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		(3) 発電所におけるリソースの消費	
			※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果
44 (1.1)	手動スクラムボタン	本文適合方針	－	・手動スクラムボタンは、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・手動スクラムボタンは、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・手動スクラムボタンの操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。
	原子炉モードスイッチ「停止」	本文適合方針	－	・原子炉モードスイッチ「停止」は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・原子炉モードスイッチ「停止」は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・原子炉モードスイッチ「停止」の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。
	スクラムテストスイッチ	本文適合方針	－	・スクラムテストスイッチは、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・スクラムテストスイッチは、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・スクラムテストスイッチの操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。
	原子炉緊急停止系電源スイッチ	本文適合方針	－	・原子炉緊急停止系電源スイッチは、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・原子炉緊急停止系電源スイッチは、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・原子炉緊急停止系電源スイッチの操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。
	制御棒監視系、制御棒駆動機構（電動駆動）	本文適合方針	－	・制御棒監視系、制御棒駆動機構（電動駆動）は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・制御棒監視系、制御棒駆動機構（電動駆動）は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・制御棒監視系の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・制御棒駆動機構（電動駆動）は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	給水制御系、給水系（原子炉給水ポンプ）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系	本文適合方針	－	・給水制御系、給水系（原子炉給水ポンプ）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・給水制御系、給水系（原子炉給水ポンプ）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・給水制御系、給水系（原子炉給水ポンプ）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・給水制御系、給水系（原子炉給水ポンプ）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
45 (1.2)	高圧炉心注水系の短時間起動	本文適合方針、補足説明資料	○	・高圧炉心注水系は、設備の健全性を確認した範囲内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・高圧炉心注水系は、設備の健全性を確認した範囲内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・高圧炉心注水系の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・高圧炉心注水系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	ほう酸水注入系による原子炉注水	本文適合方針、補足説明資料	－	・ほう酸水注入系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・ほう酸水注入系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・ほう酸水注入系の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・ほう酸水注入系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	制御棒駆動系による原子炉注水	本文適合方針、補足説明資料	－	・制御棒駆動系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・制御棒駆動系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・制御棒駆動系の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・制御棒駆動系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
46 (1.3)	タービンバイパス弁、タービン制御系	本文適合方針	－	・タービンバイパス弁、タービン制御系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・タービンバイパス弁、タービン制御系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・タービンバイパス弁、タービン制御系の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・タービンバイパス弁、タービン制御系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	直流給電車	本文適合方針	○	・直流給電車の供給先の電気設備は、保護継電装置等により電氣的波及影響を防止できることから、使用による悪影響なし。	○	・直流給電車は、他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること、又は移動が可能であることから、悪影響なし。	○	・直流給電車の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・直流給電車は、燃料を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料を確保できる場合のみ使用する。
	代替逃がし安全弁駆動装置	本文適合方針	○	・代替逃がし安全弁駆動装置は、設備の健全性を確認した範囲内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・代替逃がし安全弁駆動装置は、設備の健全性を確認した範囲内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・代替逃がし安全弁駆動装置の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。
47 (1.4)	残留熱除去系（C）又は高圧炉心注水系（B,C）を用いた低圧注水（復水移送ポンプ又は可搬型代替注水ポンプ（A-2級））	本文適合方針	－	・残留熱除去系（C）又は高圧炉心注水系（B,C）を用いた低圧注水での流路は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・復水移送ポンプ又は可搬型代替注水ポンプ（A-2級）は、重大事故等対処設備としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・残留熱除去系（C）又は高圧炉心注水系（B,C）は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・復水移送ポンプ又は可搬型代替注水ポンプ（A-2級）は、重大事故等対処設備としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・残留熱除去系（C）又は高圧炉心注水系（B,C）を用いた低圧注水の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・残留熱除去系（C）又は高圧炉心注水系（B,C）を用いた低圧注水は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
	消火系を用いた低圧注水（ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク）	本文適合方針	－	・消火系を用いた低圧注水での流路は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・消火系による消火が必要な火災が発生していない場合のみ使用することから、使用による悪影響なし。	○	・水源であるろ過水タンクの破損により、溢水が生じる可能性があるが、溢水評価により他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、悪影響なし。	○	・消火系を用いた低圧注水の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・消火系を用いた低圧注水は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。

条文番号 (技術的能力番号)	自主対策設備	記載箇所	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		(3) 発電所におけるリソースの消費	
			※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果
	消火系による残存溶融炉心の冷却 (ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水タンク)	本文適合方針	－	・消火系による残存溶融炉心の冷却での流路は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・消火系による消火が必要な火災が発生していない場合のみ使用することから、使用による悪影響なし。	○	・水源であるろ過水タンクの破損により、溢水が生じる可能性があるが、溢水評価により他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、悪影響なし。	○	・消火系による残存溶融炉心の冷却の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・消火系による残存溶融炉心の冷却は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
48 (1.5)	大容量送水車(熱交換器ユニット用)又は代替原子炉補機冷却海水ポンプによる残留熱除去系除熱	本文適合方針	○	・大容量送水車(熱交換器ユニット用)又は代替原子炉補機冷却海水ポンプによる残留熱除去系除熱での流路は、淡水仕様であり、海水の通水による腐食が懸念されるが、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで設備への影響を考慮することから、使用による悪影響なし。	○	・大容量送水車(熱交換器ユニット用)又は代替原子炉補機冷却海水ポンプは、他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること、又は移動が可能であることから、悪影響なし。	○	・大容量送水車(熱交換器ユニット用)又は代替原子炉補機冷却海水ポンプによる残留熱除去系除熱は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
49 (1.6)	消火系を用いた代替格納容器スプレイ冷却 (ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水タンク)	本文適合方針	－	・消火系を用いた代替格納容器スプレイ冷却での流路は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・消火系による消火が必要な火災が発生していない場合のみ使用することから、使用による悪影響なし。	○	・水源であるろ過水タンクの破損により、溢水が生じる可能性があるが、溢水評価により他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、悪影響なし。	○	・消火系を用いた代替格納容器スプレイ冷却の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・消火系を用いた代替格納容器スプレイ冷却は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
	ドライウェル冷却系による格納容器除熱	本文適合方針	－	・ドライウェル冷却系は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	－	・ドライウェル冷却系は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・ドライウェル冷却系の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・ドライウェル冷却系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
50 (1.7)	格納容器pH制御設備 (薬液タンク, 復水移送ポンプ)	本文適合方針	○	・格納容器pH制御設備は、水酸化ナトリウム(アルカリ薬液)を原子炉格納容器へ注入するため、アルカリとの反応で原子炉格納容器が腐食することによる原子炉格納容器バウンダリのシール性への影響が考えられるが、材料への腐食影響がないことを確認しており、原子炉格納容器のシール材は耐アルカリ性を確認した改良EPDMを使用することから、シール性への悪影響なし。 ・原子炉格納容器内の保温材及びグレーチングとアルカリ薬液との反応で発生する水素ガスの量は、ジルコニウム-水反応で発生する水素量に比べて十分少ないため、原子炉格納容器の異常な圧力上昇は生じないことから、悪影響なし。 ・原子炉格納容器内は窒素ガスにより不活性化されており、原子炉格納容器内の保温材及びグレーチングとアルカリ薬液との反応では酸素ガスの発生はなく、水素ガスの燃焼リスクが増加しないことから、悪影響なし。	○	・薬液タンクの破損により、アルカリ薬液が漏えいする可能性があるが、薬液タンクは十分な強度を有する設計としており、かつ薬液タンクの周囲には堰を設ける設計としていることから、悪影響なし。	○	・格納容器pH制御設備の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・格納容器pH制御設備は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	可搬型格納容器窒素供給設備	本文適合方針	○	・可搬型格納容器窒素供給設備は、可燃性ガス濃度制御系配管に接続するため、可燃性ガス濃度制御系が使用できなくなる可能性が考えられるが、可燃性ガス濃度制御系の使用と干渉しないように運用するため、悪影響なし。 ・可搬型格納容器窒素供給設備は、可燃性ガス濃度制御系の最高使用圧力以上の吐出圧力で窒素を供給するが、設備の健全性を確認した範囲内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・可搬型格納容器窒素供給設備は、原子炉格納容器に屋外から窒素を供給するため、使用時に破損した場合は格納容器内雰囲気ガスが屋外に漏えいする可能性が考えられるが、隔離弁により速やかに隔離が可能な設計とすることから、悪影響なし。 ・可搬型格納容器窒素供給設備は、他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること、又は移動が可能であることから、悪影響なし。	○	・可搬型格納容器窒素供給設備の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・可搬型格納容器窒素供給設備は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
51 (1.8)	消火系による格納容器下部注水 (ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水タンク)	本文適合方針	－	・消火系を用いた格納容器下部注水での流路は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・消火系による消火が必要な火災が発生していない場合のみ使用することから、使用による悪影響なし。	○	・水源であるろ過水タンクの破損により、溢水が生じる可能性があるが、溢水評価により他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、悪影響なし。	○	・消火系を用いた格納容器下部注水の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・消火系を用いた格納容器下部注水は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
	制御棒駆動系による原子炉注水 (溶融炉心の落下遅延及び防止)	本文適合方針	－	・制御棒駆動系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	－	・制御棒駆動系は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・制御棒駆動系の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・制御棒駆動系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	高圧炉心注水系緊急注水による原子炉注水 (溶融炉心の落下遅延及び防止)	本文適合方針	○	・高圧炉心注水系は、設備の健全性を確認した範囲内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・高圧炉心注水系は、設備の健全性を確認した範囲内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・高圧炉心注水系の操作に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・高圧炉心注水系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	消火系による原子炉注水 (ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水タンク) (溶融炉心の落下遅延及び防止)	本文適合方針	－	・消火系による原子炉注水での流路は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・消火系による消火が必要な火災が発生していない場合のみ使用することから、使用による悪影響なし。	○	・水源であるろ過水タンクの破損により、溢水が生じる可能性があるが、溢水評価により他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、悪影響なし。	○	・消火系による原子炉注水の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・消火系による原子炉注水は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。

条文番号 (技術的能力番号)	自主対策設備	記載箇所	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		(3) 発電所におけるリソースの消費	
			※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果
52 (1.9)	可燃性ガス濃度制御系による格納容器内の水素・酸素濃度の制御	本文適合方針	○	・可燃性ガス濃度制御系には、格納容器圧力逃がし装置のドレン配管が接続されているが、可燃性ガス濃度制御系は、格納容器圧力逃がし装置のドレン排出と干渉しないように運用することから、使用による悪影響なし。	○	・内部に高濃度の放射性物質を含む流体が流れることにより、機器周囲の放射線量が上昇する場合は、必要に応じて遮蔽体を設置する等の被ばく低減対策を講ずることから、悪影響なし。	○	・可燃性ガス濃度制御系の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・可燃性ガス濃度制御系は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	可搬型格納容器窒素供給設備	50条と同じ	—	—	—	—	—	—
53 (1.10)	可搬型代替注水ポンプ (A-2級) による格納容器頂部注水	本文適合方針	○	・原子炉格納容器が過温状態で常温の水を原子炉ウエルに注水することから、原子炉格納容器頂部を急冷することによる鋼材部の熱収縮による応力発生に伴う原子炉格納容器閉じ込め機能への影響が懸念されるが、原子炉格納容器頂部締付ボルト冷却時の発生応力を評価した結果、ボルトが急冷された場合でも応力値は降伏応力を下回っていることから、使用による悪影響なし。	○	・原子炉格納容器頂部を冷却することにより、原子炉格納容器トップヘッドフランジからの水素ガス漏えいを防ぐことから、静的触媒式水素再結合器が設置されている燃料取替床に、原子炉格納容器内の水素ガスが直接漏えいしない傾向になることによる、原子炉建屋水素爆発防止機能への影響が懸念されるが、水素ガスの漏えい箇所を原子炉建屋下層階 (地上2階, 地下1階, 地下2階) のみとして原子炉建屋内の水素ガス挙動を評価し、可燃限界に至らないことを確認していることから、使用による悪影響なし。 ・原子炉格納容器頂部を冷却することにより、原子炉ウエルに溜まった水が蒸発することから、原子炉建屋に水蒸気が発生することによる、原子炉建屋水素爆発防止機能への影響が懸念されるが、燃料取替床に水蒸気が追加で流入した場合の原子炉建屋内の水素ガス挙動を評価し、可燃限界に至らないことを確認していることから、使用による悪影響なし。 ・原子炉ウエルに注水し原子炉格納容器頂部を冷却するため、原子炉格納容器を除熱することによる原子炉格納容器負圧破損への影響が懸念されるが、原子炉ウエルに注水し原子炉格納容器頂部を冷却することによる原子炉格納容器除熱効果は小さいことから、使用による悪影響なし。	○	・可搬型代替注水ポンプ (A-2級) による格納容器頂部注水の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・可搬型代替注水ポンプ (A-2級) による格納容器頂部注水は、水を要するが、格納容器頂部注水に必要な水量は、水源である代替淡水源が保有する水量に比べて十分小さいことから、悪影響なし。 ・可搬型代替注水ポンプ (A-2級) による格納容器頂部注水は、燃料を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料を確保できる場合のみ使用する。
	サプレッションプール浄化系による格納容器頂部注水	本文適合方針	○	・原子炉格納容器が過温状態で常温の水を原子炉ウエルに注水することから、原子炉格納容器頂部を急冷することによる鋼材部の熱収縮による応力発生に伴う原子炉格納容器閉じ込め機能への影響が懸念されるが、原子炉格納容器頂部締付ボルト冷却時の発生応力を評価した結果、ボルトが急冷された場合でも応力値は降伏応力を下回っていることから、使用による悪影響なし。	○	・原子炉格納容器頂部を冷却することにより、原子炉格納容器トップヘッドフランジからの水素ガス漏えいを防ぐことから、静的触媒式水素再結合器が設置されている燃料取替床に、原子炉格納容器内の水素ガスが直接漏えいしない傾向になることによる、原子炉建屋水素爆発防止機能への影響が懸念されるが、水素ガスの漏えい箇所を原子炉建屋下層階 (地上2階, 地下1階, 地下2階) のみとして原子炉建屋内の水素ガス挙動を評価し、可燃限界に至らないことを確認していることから、使用による悪影響なし。 ・原子炉格納容器頂部を冷却することにより、原子炉ウエルに溜まった水が蒸発することから、原子炉建屋に水蒸気が発生することによる、原子炉建屋水素爆発防止機能への影響が懸念されるが、燃料取替床に水蒸気が追加で流入した場合の原子炉建屋内の水素ガス挙動を評価し、可燃限界に至らないことを確認していることから、使用による悪影響なし。 ・原子炉ウエルに注水し原子炉格納容器頂部を冷却するため、原子炉格納容器を除熱することによる原子炉格納容器負圧破損への影響が懸念されるが、原子炉ウエルに注水し原子炉格納容器頂部を冷却することによる原子炉格納容器除熱効果は小さいことから、使用による悪影響なし。	○	・サプレッションプール浄化系による格納容器頂部注水の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・サプレッションプール浄化系による格納容器頂部注水は、水を要するが、格納容器頂部注水に必要な水量は、水源である復水貯蔵槽が保有する水量に比べて十分小さいことから、悪影響なし。 ・サプレッションプール浄化系による格納容器頂部注水は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	原子炉建屋トップベント設備	本文適合方針	—	・原子炉建屋トップベント設備は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	—	・原子炉建屋トップベント設備は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・原子炉建屋トップベント設備の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。
54 (1.11)	消火系による使用済燃料プール注水 (ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク)	本文適合方針	—	・消火系による使用済燃料プール注水での流路は、設計基準対象施設としての設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。 ・消火系による消火が必要な火災が発生していない場合のみ使用することから、使用による悪影響なし。	○	・水源であるろ過水タンクの破損により、溢水が生じる可能性があるが、溢水評価により他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、悪影響なし。	○	・消火系による使用済燃料プール注水の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・消火系による使用済燃料プール注水は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
	ステンレス鋼板等による漏えい緩和 (シール材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り降ろしロープ)	本文適合方針	—	・ステンレス鋼板等による漏えい緩和は、想定事象としては大規模損壊等の重大事故等を超える事象への対応であり、ステンレス鋼板を単独で燃料プール壁面に吊下ろす設計とすることから、使用による悪影響なし。	—	・ステンレス鋼板等による漏えい緩和は、ステンレス鋼板の使用済燃料プール壁面への設置後、ロープを手摺等に固縛し、ステンレス鋼板の移動を防止することから、使用による悪影響なし。	○	・ステンレス鋼板等による漏えい緩和の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。
	ガンマカメラ・サーモカメラ	本文適合方針	—	・ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	—	・ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・ガンマカメラ及びサーモカメラの使用に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。

条文番号 (技術的能力番号)	自主対策設備	記載箇所	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		(3) 発電所におけるリソースの消費	
			※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果
55 (1.12)	化学消防自動車・水槽付消防ポンプ自動車 ・大型化学高所放水車・泡消火薬剤備蓄車	本文適合方針	—	・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、大型化学高所放水車及び泡消火薬剤備蓄車は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、大型化学高所放水車及び泡消火薬剤備蓄車は、他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること、又は移動が可能であることから、悪影響なし。	○	・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、大型化学高所放水車及び泡消火薬剤備蓄車の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、大型化学高所放水車及び泡消火薬剤備蓄車は、水を要するが、使用可能な水源を選択して使用することから、悪影響なし。 ・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、大型化学高所放水車及び泡消火薬剤備蓄車は、燃料を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料を確保できる場合のみ使用する。
56 (1.13)	淡水タンク (純水タンク、ろ過水タンク)	本文適合方針	—	・淡水タンクは、他の水源である復水貯蔵槽、サブプレッション・チェンバ、ほう酸水注入系貯蔵タンク、防火水槽及び淡水貯水池と独立した設備であることから、使用による悪影響なし。	○	・水源である淡水タンクの破損により、溢水が生じる可能性があるが、溢水評価により他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、悪影響なし。	○	・淡水タンクを水源として使用する場合に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。
	ホース及び水頭差を利用した淡水移送	本文適合方針	—	・ホース及び水頭差を利用した淡水移送にて使用するホースは、他の設備と独立した設備であることから、使用による悪影響なし。	—	・ホースの破損により、溢水が生じる可能性があるが、その場合には弁により隔離し、破損したホースを交換可能であることから、使用による悪影響なし。	○	・ホース及び水頭差を利用した淡水移送に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。
	複数の海水取水手段 (可搬型代替注水ポンプ (A-2級)、代替原子炉補機冷却海水ポンプ、護岸)	本文適合方針	—	・複数の海水取水手段で用いる可搬型代替注水ポンプ (A-2級)、代替原子炉補機冷却海水ポンプは、他の設備と独立した設備であることから、使用による悪影響なし。	○	・可搬型代替注水ポンプ (A-2級)、代替原子炉補機冷却海水ポンプは、他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること、又は移動が可能であることから、悪影響なし。	○	・複数の海水取水のための操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・複数の海水取水手段は、燃料及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
57 (1.14)	第二代替交流電源設備、荒浜側緊急用高圧母線、大湊側緊急用高圧母線	本文適合方針、 補足説明資料	○	・第二代替交流電源設備、荒浜側緊急用高圧母線及び大湊側緊急用高圧母線の供給先の電気設備は、保護継電装置等により電氣的波及影響を防止できるため、使用による悪影響なし。	○	・第二代替交流電源設備のうち、第二ガスタービン発電機は、高速回転機器であるが、飛散物とならない設計としていることから、使用による悪影響なし。	○	・第二代替交流電源設備、荒浜側緊急用高圧母線及び大湊側緊急用高圧母線の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・第二代替交流電源設備は、燃料を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料を確保できる場合のみ使用する。
	直流給電車	本文適合方針、 補足説明資料	○	・直流給電車の供給先の電気設備は、保護継電装置等により電氣的波及影響を防止できるため、使用による悪影響なし。	○	・直流給電車は、他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること、又は移動が可能であることから、悪影響なし。	○	・直流給電車の操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・直流給電車は、燃料を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料を確保できる場合のみ使用する。
	号炉間連絡ケーブル	本文適合方針、 補足説明資料	○	・号炉間連絡ケーブルの接続先の電気設備は、保護継電装置等により電氣的波及影響を防止できるため、使用による悪影響なし。	—	・号炉間連絡ケーブルは、供給先の電気設備の設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・号炉間連絡ケーブルの操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。
	電源車 (荒浜側緊急用M/C経由) による給電	技術的能力	○	・電源車 (荒浜側緊急用M/C経由) による給電先の電気設備は、保護継電装置等により電氣的波及影響を防止できるため、使用による悪影響なし。	—	・電源車 (荒浜側緊急用M/C経由) による給電は、供給先の電気設備の設計条件内で使用することから、使用による悪影響なし。	○	・電源車 (荒浜側緊急用M/C経由) による給電操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・電源車 (荒浜側緊急用M/C経由) による給電は、燃料を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料を確保できる場合のみ使用する。
58 (1.15)	有効監視パラメータの計器	本文適合方針	—	・有効監視パラメータの計器は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	—	・有効監視パラメータの計器は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・有効監視パラメータの計器の監視に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・有効監視パラメータの計器は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	常用計器	技術的能力	—	・常用計器は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	—	・常用計器は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・常用計器の監視に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・常用計器は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	常用代替計器	技術的能力	—	・常用代替計器は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	—	・常用代替計器は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・常用代替計器の監視に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するため、悪影響なし。 ・常用代替計器は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	プロセス計算機による記録	技術的能力	—	・プロセス計算機による記録は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	—	・プロセス計算機による記録は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・プロセス計算機による記録に運転員を要するが、中央制御室内での操作であり、運転員の対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響なし。 ・プロセス計算機による記録は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
59 (1.16)	カードル式空気ポンベユニット (中央制御室待避室)	本文適合方針 補足説明資料	—	・カードル式空気ポンベユニットは屋外の接続口から専用の屋内配管を通じ、陽圧化装置の空気供給ヘッダ配管に接続される設計としており、カードル式空気ポンベユニットを接続しても建屋内に設置する陽圧化装置 (空気ポンベ) を使用することが可能であることから、使用による悪影響なし。	—	・カードル式空気ポンベユニットの接続場所、並びに建屋脇の設置位置 (駐車場所) はあらかじめ決め、近隣に配置する可搬設備 (熱交換器ユニット) との位置的干渉のおそれの無いよう設計するため、悪影響なし。	○	・複数名機被災時の準備として、ベント開始までの時間帯で人員を確保できる場合にあらかじめ、屋外にカードル式空気ポンベユニットを配置し、屋内では供給元弁 (現場手動弁) の開操作をしておく運用とするため、悪影響なし。
	乾電池内蔵型照明及び非常用照明	本文適合方針 補足説明資料	—	・乾電池内蔵型照明及び非常用照明は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	—	・乾電池内蔵型照明及び非常用照明は、他の設備と独立して使用することから、使用による悪影響なし。	○	・乾電池内蔵型照明及び非常用照明は、電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。

条文番号 (技術的能力番号)	自主対策設備	記載箇所	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		(3) 発電所におけるリソースの消費	
			※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果	※ 検討 要否	検討結果
60 (1.17)	モニタリング・ポスト	本文添付適合方針, 技術的能力	－	・モニタリング・ポストは, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・モニタリング・ポストは, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・モニタリング・ポストの運転には電源を要するが, 重大事故等対処設備であるモニタリング・ポスト用発電機から給電するため, 悪影響なし。
	放射能観測車	本文添付適合方針, 技術的能力	－	・放射能観測車は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・放射能観測車は, 他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること, 又は移動が可能であることから, 悪影響なし。	○	・放射能観測車の使用には燃料及び人員を要するが, 重大事故等対処設備(可搬型放射線計測器)の使用を優先し, 他の設備に影響を及ぼさない範囲で使用するため, 悪影響なし。
	Geガンマ線多重波高分析装置	本文添付適合方針, 技術的能力	－	・Geガンマ線多重波高分析装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・Geガンマ線多重波高分析装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・Geガンマ線多重波高分析装置の使用には電源及び人員を要するが, 重大事故等対処設備(可搬型放射線計測器)の使用を優先し, 他の設備に影響を及ぼさない範囲で使用するため, 悪影響なし。
	可搬型Geガンマ線多重波高分析装置	本文添付適合方針, 技術的能力	－	・可搬型Geガンマ線多重波高分析装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・可搬型Geガンマ線多重波高分析装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・可搬型Geガンマ線多重波高分析装置の使用には電源及び人員を要するが, 重大事故等対処設備(可搬型放射線計測器)の使用を優先し, 他の設備に影響を及ぼさない範囲で使用するため, 悪影響なし。
	ガスフロー測定装置	本文添付適合方針, 技術的能力	－	・ガスフロー測定装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・ガスフロー測定装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・ガスフロー測定装置の使用には電源及び人員を要するが, 重大事故等対処設備(可搬型放射線計測器)の使用を優先し, 他の設備に影響を及ぼさない範囲で使用するため, 悪影響なし。
	気象観測設備	本文添付適合方針, 技術的能力	－	・気象観測設備は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・気象観測設備は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・気象観測設備の使用には電源を要するが, 他の設備に影響を及ぼさない範囲で使用するため, 悪影響なし。
	無停電電源装置	本文添付適合方針, 技術的能力	－	・無停電電源装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・無停電電源装置は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・無停電電源装置を使用することに伴うリソースの消費なし。
61 (1.18)	カード式空気ボンベユニット (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	本文適合方針 補足説明資料	－	・カード式空気ボンベユニットは屋外の接続口から専用の屋内配管を通じ, 陽圧化装置の空気供給ヘッダ配管に接続される設計としており, カード式空気ボンベユニットを接続しても建屋内に設置する陽圧化装置(空気ポンベ)を使用することが可能であることから, 使用による悪影響なし。	－	・カード式空気ボンベユニットの接続場所, 並びに建屋脇の設置位置(駐車場所)は予め決め, 近隣に配置する停止号機の応急復旧設備(仮設電源等)との位置的干渉のおそれの無いよう設計するため, 悪影響なし。	○	・複数号機被災時の準備として, ベント開始までの時間帯で人員を確保できる場合にあらかじめ, 屋外にカード式空気ボンベユニットを配置し, 屋内では供給弁(現場手動弁)の開操作をしておく運用とするため, 悪影響なし。
	移動式待機所	本文適合方針 補足説明資料	－	・移動式待機所は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・移動式待機所は, 使用に伴って振動や熱等を発することはなく, また他の設備の運用や移動と干渉しないよう事故後の発電所構内や道路の状況を勘案して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・緊急時対策所(待機場所)として, 複数号機被災時の対応等のため実際に移動式待機所を使用して発電所内にとどまり, 重大事故等への対処を行う人員が使用に必要な準備等を行うため, 悪影響はなし。
	通信連絡設備 (送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システム)	本文適合方針	－	・送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システムは, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システムは, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・テレビ会議システムの操作に人員を要するが, 対応可能な範囲内で操作を行うため, 悪影響なし。 ・送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システムは, 電源を要するが, 他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
62 (1.19)	通信連絡設備 (送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システム)	技術的能力	－	・送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システムは, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システムは, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・テレビ会議システムの操作に人員を要するが, 対応可能な範囲内で操作を行うため, 悪影響なし。 ・送受話器(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 専用電話設備, 衛星電話設備(社内向), テレビ会議システムは, 電源を要するが, 他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
その他	長期安定冷却設備 (可搬ポンプ, サプレッションプール浄化系ポンプ, 可搬熱交換器, 大容量送水車, 原子炉冷却材浄化系, 不活性ガス系)	補足説明資料	○	・長期安定冷却設備は, 設備の健全性を確認した範囲内で使用することから, 使用による悪影響なし。	○	・内部に高濃度の放射性物質を含む流体が流れることにより, 機器周囲の放射線量が上昇する場合は, 必要に応じて遮蔽体を設置する等の被ばく低減対策を講ずることから, 悪影響なし。 ・長期安定冷却設備は, 他の設備のアクセス性を阻害しないように設置すること, 又は移動が可能であることから, 悪影響なし。	○	・長期安定冷却設備の操作に人員を要するが, 必要な人員を想定した手順が確立され, それに基づき対応するため, 悪影響なし。 ・長期安定冷却設備は, 燃料及び電源を要するが, 他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。
	格納容器下部水位調整設備	その他 (有効性評価補足説明資料)	○	・格納容器下部水位調整設備は, 設備の健全性を確認した範囲内で使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・格納容器下部水位調整設備は, 格納容器下部で使用する設備であり, その機能を発揮することを期待する状況において, 周辺に影響を与える設備が存在しないことから, 使用による悪影響なし。	○	・格納容器下部水位調整設備の操作に人員を要するが, 必要な人員を想定した手順が確立され, それに基づき対応するため, 悪影響なし。 ・格納容器下部水位調整設備は, 電源を要するが, 他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要な電源を確保できる場合のみ使用する。
	バックアップシール材 (トップヘッドフランジへの塗布)	その他 (有効性評価まとめ資料)	○	・塗布するフランジ面に設置されたシール材の押し込み量に影響を与える可能性があるが, 試験体を用いた開口量確認の結果, 影響が無視できる程度であると確認したため, 使用による悪影響なし。 ・塗布するフランジ面に過大な応力を作用させる可能性があるが, フランジ部の荷重評価を行った結果, バックアップシール材からの荷重の影響が無視できる程度であると確認したため, 使用による悪影響なし。 ・塗布するフランジ面に設置されたシール材とバックアップシール材との化学反応が生じる可能性があるが, フランジモデル試験による気密性確認において, 気密性が確認出来ていることから, 使用による悪影響なし。	－	・バックアップシール材は, 他の設備と独立して使用することから, 使用による悪影響なし。	－	・バックアップシール材は操作が不要なことから, リソースの消費なし。